

平成29年5月1日からの自動車重量税税額表(継続検査等)

乗用車(定員10人以下)

区分 車輦重量	2年自家用					1年自家用					1年事業用				
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)	エコカー減免適用なし				エコカー減免適用 (本則税率から軽減)	エコカー減免適用なし				エコカー減免適用 (本則税率から軽減)	エコカー減免適用なし			
		エコカー (本則税率)	エコカー以外				エコカー (本則税率)	エコカー以外				エコカー (本則税率)	エコカー以外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
0.5トン以下	免税	5,000	8,200	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
～1		10,000	16,400	22,800	25,200		5,000	8,200	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600
～1.5		15,000	24,600	34,200	37,800		7,500	12,300	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400
～2		20,000	32,800	45,600	50,400		10,000	16,400	22,800	25,200		10,000	10,400	10,800	11,200
～2.5		25,000	41,000	57,000	63,000		12,500	20,500	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000
～3		30,000	49,200	68,400	75,600		15,000	24,600	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800

※ 平成26年4月1日以降新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税となります。ただし、平成29年5月1日以降新車新規登録等をした乗用車については、免税要件を満たし、かつ平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※ 継続検査等時においてエコカー減税の対象となる車両については、継続検査等時に納付すべき税額が本則税率となります。